

お客様へ

相双信用組合
理事長 庄子 勇雄

中小企業金融円滑化法に基づく措置の実施状況について

当組合は、中小企業のお客様、住宅ローンをご利用のお客様からのご返済等に関するご相談について、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じて、適切かつ丁寧な対応に努めていくため、貸付条件の変更等の申込みに対する方針を定め、これを遵守し、全役職員が一体となって取り組んでおります。

さて、この度、上記（第4条・第5条に基づく）によるお客様対応として、平成21年12月4日よりの法施行から平成22年9月30日までの当組合としての実施状況を下記の通り公表いたします。

記

1. 債務者が中小企業者である場合

貸付の条件の変更等の申込を受けた貸付債権

(単位：件、百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末		平成22年12月末		平成23年3月末	
	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	24	160	66	919	95	1,123	158	2,250				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	21	144	49	818	69	990	110	1,941				
うち、実行に係る貸付債権	5	35	42	773	59	917	99	1,778				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	5	43	5	43	5	43				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0				
うち、審査中に係る貸付債権	16	109	0	0	3	29	1	1				
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	2	1	2	1	5	119				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権	3	16	17	101	26	132	48	308				
うち、実行に係る貸付債権	0	0	12	39	22	120	44	287				
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	1	5	1	5				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0				
うち、審査中に係る貸付債権	3	16	5	61	3	6	3	15				
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0				

2. 債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合

貸付の条件の変更等の申込を受けた貸付債権

(単位：件、百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末		平成22年12月末		平成23年3月末	
	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額
信用保証協会等による債務の保証をうけていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付の条件の変更等の申込が行われたことを確認することができた者から、貸付の条件変更等の申込を受けた貸付債権	5	17	15	212	24	328	40	449				
うち、実行に係る貸付債権	3	11	15	212	23	325	40	449				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0				
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付の条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0				
うち、審査中に係る貸付債権	2	6	0	0	1	2	0	0				
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0				

3. 債務者が住宅資金借入者である場合

貸付の条件の変更等の申込を受けた貸付債権

(単位：件、百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末		平成22年12月末		平成23年3月末	
	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	0	0	5	47	14	141	17	174				
うち、実行に係る貸付債権	0	0	3	14	10	79	14	125				
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0				
うち、審査中に係る貸付債権	0	0	2	33	3	42	1	5				
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0	1	19	2	42				

注1 件数は債権単位、金額は申込時点の債権額です。

注2 「中小企業者」には、一般事業を行う個人のお客さまも含まれます。

注3 「申込み」とは、「お客さまからの貸付条件の変更等の申込みを書面または口頭で受付たもの」を指します。

以上